

第41回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和3年5月20日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 [地方裁判所委員会委員]
岸日出夫，高野善生，田中淳，田中哲郎，林一樹，福井利幸，細野隆司，宮本隆，宗村和広，室賀真喜男（五十音順，敬称略）
[説明者]
長野地方裁判所刑事部総括裁判官
[事務局]
地方・家庭裁判所事務局長，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐

- 4 テーマ
裁判員との協働のあり方について

- 5 議 事
(1) 地方裁判所委員会新任委員の自己紹介
岸日出夫委員

- (2) 委員長の選出について

ア 【林一樹委員】

地方裁判所委員会の性格上，市民委員を中心に手続を進めていただきたいというのが弁護士会の意見であり，できれば法曹関係者以外の方に委員長を務めていただくのが好ましいと考える。現在，委員長代理を務めておられる宗村委員に委員長をやっていただくのが前述の趣旨と合っているので良いと思う。ただ，今後慣行にしてほしいということではなく，互選であるので，他の委員の意見も聞きながら委員長の選出を進めていただきたい。

【宗村和広委員長代理】

地方裁判所委員会の目的等に鑑みると、地方裁判所の役割や活動を知ってもらうために、法曹関係者以外の委員に委員長になってもらうという趣旨はとても良く理解できるが、他の委員の意見はあるか。

【岸日出夫委員】

林委員より大変貴重な意見をいただき、僭越ではあるが、自薦を希望する私の意見を述べる。地方裁判所委員会の規定の内容、選出されている委員の構成等に鑑みると、地方裁判所委員会の活動の中心は、諮問事項を踏まえて裁判所の運営を改善するために、有益な意見を様々な視点から幅広く述べることで理解することができ、委員会の議事進行を務める委員長には、委員会の活動がより充実したものとなるよう、各委員から多様な意見を十分に引き出す役割を果たすことが期待されると考える。所長は、長野地方裁判所の裁判部門及び司法行政部門双方の実務に通じている立場から、裁判所の運営改善につながる幅広い意見を各委員から引き出すのに最も適していると考えます。また、議論の途中で質問等がなされ情報の補充が必要となる場合でも、所長が委員長であれば直ちに自ら補充し、或いは同席している他の裁判官又は職員に説明をさせることができ、円滑な議事進行が可能である。さらに、仮に所長以外の委員が委員長に任命された場合、議事進行を担う役割の性質上、意見を述べる機会が制約されがちになる一方、所長もまたその立場上、委員として意見を述べるのが相当でないということが多くならざるを得ないと予想される。これに対し、所長が委員長となれば、専ら委員から意見を引き出すことに注力することができる一方、自由に意見を述べるができる委員が1名増えるため、より地方裁判所委員会の目的にかなうものと思料する。

【宗村和広委員長代理】

私の所見を述べさせていただくと、法曹界以外の委員からの意見、質問等をうまく切り盛りしていくとすれば、法曹界出身の方が委員長となったほうがよろしいと考えるので、私自身は委員長の推薦を辞退させていただ

く。しかし、林委員からのご意見は重要な問題を含んでいるので、改めて考えていくこととしたい。今回は岸委員から自薦があったので、岸委員を委員長とすることでよろしいか。

【林一樹委員】

地方裁判所委員会がある程度歴史を刻んできているので、法曹主導ではなく、市民の目線から見た諮問事項、抱えている問題を積極的に出していただき、議事進行自体はそんなに難しい問題ではないので、そろそろ方向転換すべき時期なのではないかという個人的な意見を持っている。今回は、岸委員が立候補されているので、他に意見がなければそのようにされたい。

イ 岸委員が委員長に選出された。

(3) 委員長代理の指名について

宗村委員が委員長代理に指名された。

(4) 裁判員との協働のあり方について

[説明（地方裁判所刑事部総括裁判官）]

(5) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，△：講師，□：説明者】

説明内容に関する質問がされたほか、次のとおり意見交換があった。

◎ 裁判員との協働のあり方について、ご意見又は質問を伺いたい。

○ 1回の評議は、どのくらいの時間でやっているのか。

□ 事案の争点内容にもよるが、例えば量刑のみが争われている事案であれば、評議にかけている時間はおそらく1日半くらいであり、殺意が争われている等であれば、それに伴い見てもらう証拠や議論も増えるため、1日、2日延びることもある。おおむね2、3日、長いと4、5日、特大に重い事件であれば1週間を超えるという感じである。審理では1時間に1回必ず休憩を入れており、評議も同様に休憩を入れながら進めている。

◎ 裁判員へのアンケートにおいて、1日の評議の長さ及び日数に対する感想を聞いているが、これについてご紹介してほしい。

- 評議の長さ及び日数については、おおむね適切であるとの評価をいただいている。裁判員制度開始当初より、裁判員のアンケート結果によって評議の時間は徐々に伸びてきているが、日数が増えれば参加できる方も少なくなることが想定されるため、裁判員のアンケートを見ながら、バランスの良い審理計画を立てるよう努めている。
- 冒頭、高裁の裁判官から「判決から裁判員の声が聞こえない。」という指摘があったとのことだが、抽象的な感覚なのか、具体的なのか、もう少し詳しくお聞きしたい。
- 裁判員制度が始まる時に、国民の皆様の視点を取り入れたら、これまでの実務的な判断が変わってくるだろうと想定されていて、量刑は実際に変化があったと思うが、それ以外の事実認定や法的評価の点で市民感覚が反映されたかどうかというのは、判決文を通じてしかわからず、昔の裁判とどう変わったのかが見えにくいので、評議はできているが裁判官が判決に落とし込めていないのか、又は評議ができていないのか、その両方の意味で疑問を呈されたのではないかと思われる。裁判官の発想による評議になってしまうという意見もあるので、どうしたら国民の皆様の意見を十分に引き出せるかを、本日委員の皆様からお聞きしたい。
- 従来の裁判官が出すような判決になったりすると、市民感覚が生かされていないという批判になったり、逆に、裁判員の独自の感覚による判決になると、高裁で覆されたことが多くあるようだが、どのようにすれば裁判員裁判が成功したととらえてよいのか、難しいと思われるが、お答えいただきたい。
- 議論慣れしている方はどんどん意見を出してくれるので心配していないが、慣れていない方についても、裁判員が自分の意見をきちっと言い合えて、国民が入ったことによって、司法の判断が他の国民の皆様から以前より良い判断になったと評価していただくことが裁判員裁判の大きな目的であると思っている。

- ◎ 発言を引き出す際にご苦労したことや、工夫されたことを伺いたい。
- 裁判長、右陪席及び左陪席の3人の裁判官が、それぞれどの程度意見を開陳しているのか、先ほども「議論は乗り降り自由」と言われていたが、裁判官も意見の乗り降りを実践しているのか、或いは引っ張ってしまうので極力意見を控えているのか伺いたい。
- 私の合議体では、裁判官も一員として、裁判員と対等に意見を述べ合うということを心掛けている。陪席裁判官同士や、私と陪席裁判官の意見が異なることも往々にしてあるので、それを裁判員が見て、違っていいんだなと感じていただいているかもしれない。ただし、裁判長の意見に引きずられる可能性もあるため、裁判長の意見は特に気を使っている。
- 資料の裁判員のアンケート結果を見ると、大変高い満足度なので、議論の切り口等は工夫されて、かなり効果が出ていると思われる。ただ、事実認定となるとテクニカルな部分もあり、話しづらくなると思われるので、そのような場面であれば、裁判官が議論を引っ張っても良いと思われるが、いかがか。
- 引っ張る意味合いにもよるが、裁判官がある認定をしたいために裁判員の意見を引き付けるのは良くないが、そうならないような形で議論をリードすることがどうやったらできるのかをお聞きしたい。
- ◎ 裁判官がファシリテーターとして、中立的な立場で発言を促したり、或いはまとめたり、共通意見を確認する役割を担うが、一般企業等では会議の進め方等においてどのようなことに留意しているかお話しを伺いたい。
- その分野の専門用語をいかに分かりやすく説明するかが課題であり、評議においても、分かりやすい言葉に置き換えて理解が得られるよう進めていると思われるが、いかがか。
- そのまま伝えても分からない専門用語が多くあるので、裁判の前に行く公判前整理手続の中で、検察官及び弁護人を中心に、どうしたら法的な本質を理解でき、かつ分かりやすいテーマ設定になるかについて議論を重ね

て、裁判員に本質と事案のポイントを捉えていただくようなテーマ設定をしてもらい、それに基づいて評議を充実して進めていくというプロセスができるように心掛けている。

- 仕事をしている中で、意見が食い違ったときに、先方がどのようなアプローチをしてくるのかを考えながら仕事を進めていくが、そこで一番重要なのが事実認定であり、そこで何が起きたのか、当事者は何を考えてこの処理をしたのか観察するようにしている。事実は何が起きたのかをしっかりと見てもらえば、それなりの意見は沸々とわいてきて、そこから議論がスタートするのではないかと思う。
- 自分が意見を言ったとき、相手がどのように感じるかを非常に気にする方が多いと思う。本日のテーマのような問題意識を持っていただき、とても勉強になった。本日の説明者の話をお聞きして、非常にうまかったので、評議の際にもうまく裁判員の話を引き出しているのだろうと感じた。私は、なるべく具体的にわかりやすい問いかけをするように心掛けてきていて、どんなことでも答えてくれたときは必ず頷くようにしていた。
- 話す側の経験を踏まえて話してもらおうと話しやすいと思う。一般常識に沿って、自身の経験や接している周囲の方の常識や考え方等をもとに考えてもらうことが納得感があるのではないか。専門家目線や上からものを言うことは、今はなかなか通用しない。あとは、裁判官がそのような常識を持ち、一般の方に、判断過程を論理的に説明できる力や人格があるかに尽きると思われる。
- ◎ 普段、発言に消極的な人からどうやって意見を引き出すかについて、工夫例があれば伺いたい。
- 新しい議論を始める際には、まず課題を紙に書いてもらい、文章を口頭で読んでもらうことから始めると、問題提起が出てきて、他の方の意見を参考にしながら議論が進むと思う。
- ◎ 施設面、広報面等で配慮すべき事項について、ご意見があれば伺いたい。

- ある程度、密接度があれば話しやすいと思うが、現状のコロナ禍では難しい面もある。ただ、工夫例として、裁判員から、他の裁判員の顔が見える位置に机を配置したほうがより初対面でも話しやすい状況になるのではないか。
- 評議の秘密や裁判員のプライバシーの問題があり、難しいことではあるが、実は、評議では気さくに話し合っているという裁判員の経験談を積極的に広報してもよろしいのではないか。

6 次回議題

「民事訴訟の I T 化の現状について」

なお、林委員から、テーマとすると、かなりボリュームがあること及びより市民に身近な家事事件の I T 化についてもご意見を伺いたいとの補足意見があった。

これに対し、岸委員長から、家事事件の I T 化については、家庭裁判所委員会における検討事項である旨の説明があった。

7 次回期日

令和 3 年 1 1 月 2 日（火）午後 3 時